

チカン



被害にあわないために

- 人通りの少ない道路の通行は避ける。
- 暗い夜道は避けて、遠回りでも明るい場所を通る。
- 防犯ブザーをバッグなど外から見える場所につけておく。
- 帰り道のコンビニなどの避難場所を日頃から確認しておく。

電車では

- 混み合う車両を避け、比較的空いている車両に乗る。
- 車両の隅など周りから見えない死角スポットに立たない。
- 知人などといっしょに乗る。

エレベーターでは

- 乗る前に周囲を確認し、不審な人物と二人きりにならないようにする。
- 男性と二人きりになってしまい、不安を感じたときは、最寄りの階のボタンを押して降りる。
- すぐに非常ベルを押せる場所に立ち、相手にスキを見せない。

女性の敵を撃退 !!



犯行に直面したら……

- 恥ずかしがらず、周囲の注目を集める行動をとる(犯人は人目を恐れている)。
- 大声を出して逃げ、付近の店や民家に飛び込む。
- 携帯電話・防犯ブザーを意図的に鳴らし、犯人の不意をつき、逃げる(恐くて声が出ないときなど)。
- 犯人の顔や服装の特徴を覚えたり、携帯電話のカメラ機能で可能な限り撮影しておく。

電車では

- とにかく勇気を出して大声を出す('チカン!」「やめて!」など)。
- できれば犯人の衣類や腕時計の特徴などを確認し、触っている手をつかんで助けを求める。駅に着いたらすぐに警察や駅員に訴え出る。



その後の対応

- 速やかに警察に110番通報し、被害を届け出る。

恐怖感・不安感が消えない場合、一人で悩まず専門の機関に相談しましょう。

◇相談窓口

NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター	077-527-5310
月～金 10:00～16:00 ※土日祝祭日を除く	
県民の声110番	#9110(ブッシュ回線) (077-525-0110)
犯罪被害者サポートテレフォン	077-521-8341

電車でチカンに間違われないために(男性編)

- 混み合った車内では吊り革を持つなどして両手をぶらぶらさせない。
- 女性の体をじろじろ見ない。
- 女性が多い車両への乗車は控える。
- 同僚や友人と一緒に乗り合う。
- 飲酒時は女性の近くへ行かない。

ストーカー



被害にあわないために

○自分の個人情報の管理に注意する。

- ・公共料金の明細書などは、細かく破ってから捨てる。
- ・郵便受けの口を狭くし、鍵を取りつけて、郵便物が取り出せないように工夫する。

○出会い系サイトなどにより、相手をよく知らないまま安易に交際しない。

○面会や交際などを拒否する場合は、中途半端な態度をせず、相手に対して誠意をもって「NO！」の意志を伝える。

○交際中、相手の身勝手な要求に応えない（ヌード写真の撮影要求など）。

○ドアや窓は二重錠にする。窓には厚手のカーテンを取り付ける。



拒否の姿勢をはっきりと！



犯行に直面したら……

拒否の姿勢を相手にはっきりと示す

- 相手に拒絶の意思表示をした内容証明郵便を送付する。
- 郵便物の受領を拒否する（封を開けずに郵便物に「受取拒否」と書いた紙をはり、ポストに入れる。詳しくは郵便局に）。
- 相手の電話番号やメールアドレス、非通知電話の受付を拒否する。
- 電話番号、メールアドレスの変更や、家の鍵の取り替えを行う。

記録を残す

- 被害を受けた日時、場所、相手の具体的な言葉や動作などの細かい記録を残す。
- 電話の会話内容のメモやファックス、電子メール、手紙などを保管しておく。
- 会話の録音や写真撮影による記録も残しておく。

自分で解決しようとしない

- 小さなことでも家族をはじめ、信頼できる人に相談する。

警察に相談する

- ストーカー規制法による警告、援助の申出、告訴をする。



その後の対応

○相手がストーカー規制法による警告などを無視して再びストーカー行為をした場合、すぐに警察に届ける。

○「話し合い」の要求があっても一対一では会わず、親や上司などの第三者に同行してもらう。

○金銭トラブルなどの問題については、民事調停を申し立てるか、弁護士などの第三者を立てて話し合う。

◇相談窓口

県民の声110番

#9110(ブッシュ回線)
(077-525-0110)

犯罪被害者サポートテレfon

077-521-8341

振り込め詐欺

（オレオレ詐欺、架空請求詐欺※1、融資保証金詐欺※2）



被害にあわないために

- 〇日頃から住所、氏名、生年月日などの個人情報を自分で厳重に管理し、安易に提供しない。
- 〇日頃から、振り込め詐欺についての知識を得たり、家族などで話し合っておく。
- 〇犯罪行為、交通事故、過失などの示談に関わる至急の振り込みは通常ありえないことを理解しておく。
- 〇架空請求詐欺は、不特定多数の人に無差別に一方的に送りつけてくるので誰にでも被害が起こりうると理解しておく。

覚えがなければ相手にしない!!



もし、被害にあったら……

- 〇すぐに振り込みます、落ち着いて、必ず事実を確認する。また、誰かに相談する。
- 〇利用した（借りた）覚えのない請求は、無視する。
- 〇電話をかけるように指示してきても、かけない。
- 〇悪質な業者には、いっさい連絡しないようにする。
- 〇悪質な電報については、受け取りを拒否する。
- 〇債権譲渡を受けたなどと説明する業者に対しては、債権譲渡通知の確認をする（債権回収業者は法務大臣の許可が必要）。



その後の対応

- 〇架空請求されたはがきなどは捨てないで、保管しておく。
- 〇請求行為が繰り返されるときは、警察に届ける。
- 〇困ったときは、相談窓口に問い合わせて適切なアドバイスを受ける。

◇相談窓口

（警察総合相談）

県民の声110番

#9110（ブッシュ回線）
(077-525-0110)

犯罪被害者サポートテレフォン

（消費生活相談）

消費生活センター（彦根）

077-521-8341

0749-23-0999

インターネット詐欺など



利用する前に

- 運営者が不明瞭など、怪しげなサイトのサービスを利用しない。また、サービスの利用にあたっては、事前にその利用規約に目を通しておく。
- 高額な商品や現物を見る必要のある商品の取引は、避ける。
- オークションの評価欄やトラブルが多発している銀行口座一覧など、サイト運営者が公開している情報を参考にする。
- 代金先払いを避け、対面取引や代金引換など安全性の高い取引手段を選択する。



“しっかり者”でもだまされます!!



被害にあわないために

- 取引する前に、取引相手の住所、氏名、連絡先電話番号(特に固定電話番号)などを聞いておく。また、住所が実在するか、電話が通じるかなどを確認する。
- 取引価格が通常に比べて安すぎたり、入手困難なものを大量に取引しているなどの場合は、なぜそのようなことが可能であるかを取引先に確認しておく。
- 個人情報の漏えいや悪用に留意する。クレジットカード番号などの悪用される恐れのある情報をインターネットの画面上からみだりに送信しない。
- 取引成立時の画面や取引時にやりとりした電子メールを印字したもの、代金振込時の明細など、取引の証拠となるものを保管しておく。



もし、被害にあったら……

- プロバイダ、サーバの管理・運営者などに相談する。
- 警察などの相談窓口に相談する。
- クレジットカードを利用てしまった場合は、カード会社に届け出る。
- 商品が送られて来ない場合は、取引相手に対して内容証明郵便で催促する。

△相談窓口

(警察総合相談)

県民の声110番

**☎ #9110(ブッシュ回線)
(077-525-0110)**

サイバー犯罪対策室
インターネット相談

http://www.pref.shiga.jp/police/onegai/hi_tec05.html

(消費生活相談)

消費生活センター(彦根)

☎ 0749-23-0999

カード犯罪



【利用する前に
むやみにカードをつくらない。】

暗証番号を他人に教えない。

○たとえ恋人同士であっても、暗証番号は教えない。

推測されやすい暗証番号は避ける。

○生年月日や電話番号など推測されやすい番号は避ける。

カードは、現金や運転免許証などと別に持つ。

いかがわしい店でカードを利用しない。

○安全、安心な加盟店での利用にとどめる。

○インターネットでの利用は、取引の相手方の信頼度を確認して行う。

※29~30ページの「インターネット詐欺など」もご参照ください。



被害にあわないために

○支払いのためにカードを預けたら、そのカードから絶対に目を離さない。

○店員がカードを店の奥に持って行ってしまったときは、特に注意し、自分の目の前で処理をするよう店員に申し入れるなどする。

「カード」があなたの人生まで……

○レジで受け取ったお客様控えは大切に保管し、後日カード会社から郵送されて来るカード利用明細とお客様控えの内容を、必ずすぐに照合する(少しでも早くスキミングなどの被害に気づくことができる)。

※スキミング……カードを偽造するためクレジットカードの磁気情報を盗み取ること。



もし、被害にあったら……

○カードの盗難被害やスキミング被害に気づいたときは、速やかにカード会社に連絡する。

○警察にも届け出る。



その後の対応

○補償などについて、カード会社に相談する。

【盗難(偽造)カードによる被害の補償について】

キャッシュカードを盗難され現金自動預払機(ATM)から預金を引き出された場合【預金者保護法】

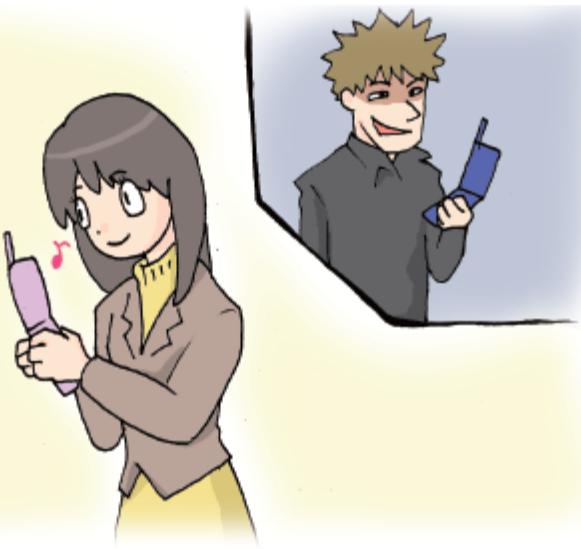
○盗まれた日か、最初に預金が引き出された日から30日以内に金融機関に届ける必要がある(やむを得ない場合は30日を超えることも許されるが、2年を過ぎると補償請求はできない)。

補償額は「過失」があれば減額され、「過失」が大きい場合は補償されない(偽造カードによる場合は、全額補償、補償請求期間無し)。

【盗難クレジットカードを使用された場合】

○クレジットカードを発行している会社の規約により、保障期間(カード会社が不正利用による請求書を送付後60日以内に手続きが必要とする場合や被害者がカード会社から不正利用による請求書を受け取ってから2週間以内に通知が必要とする場合など)が異なり、また「過失」があれば補償されない場合もあるので十分確認しておく(偽造の場合は、本会員の負担とならない場合が多数)。

出会い系サイト



注意する点

18歳未満の青少年の場合

- 異性交際の場を提供する出会い系サイトに書き込みや返事を出すなど、利用は一切しない。
- 出会い系サイト業者からと思われる広告メールに返事を出さない。アドレスは、他人に判らないよう文字や数字を羅列するなど複雑にし、迷惑メールが届かないようにする。

保護者の場合

- 出会い系サイト利用の危険性を十分理解し、自宅のパソコンにフィルタリングや携帯電話にアクセス使用制限の措置を施し、子どもが出会い系サイトにふれる機会をなくす。
- 出会い系サイト利用の危険性と不正な書き込みを行うこと^{*}が犯罪であることを子どもに教え、出会い系サイトを決して利用しないことを徹底させる。
※18歳未満の青少年であっても、出会い系サイトなどをを利用して金銭などで性的関係を求める書き込みをすれば、罰せられます。

利用しない!!

一般の場合

- 出会い系サイトを利用しない。
- 迷惑メールに返事を出さない。
- 不用意に会わない。



被害にあわないために

- 利用しない、不用意に相手に会わない。

会ってしまったら……

- 安易に車に乗ったり、人通りの少ない場所について行かない。
- 不審な点や危険を感じたらすぐに相手から離れ、大声を出したり、防犯ブザーを活用するなど周囲に助けを求める。



もし、被害にあつたら……

- 速やかに警察に相談する。

- 再度、相手から連絡があっても応対しない。メールアドレスを変更するなど連絡がとれないようにする。

- 精神的ショックが大きいと見受けられる場合は、専門機関に相談する。

△相談窓口

NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター 077-527-5310

月～金 10:00～16:00 ※土日祝祭日を除く

犯罪被害者サポートテレフォン

077-521-8341

ドメスティック・バイオレンス(DV)



もし、被害にあったら……

○配偶者間での暴力も当然、違法な行為。
一人で悩まず配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関に相談する。

○いつでも避難できるよう、生活費を確保し、身の周りの必要なものをまとめておく。

身の危険を感じたら

○その場を逃げ出し、警察に110番通報するか第三者に助けを求める。
○逃げ場がない場合は、一時保護施設(公的施設、民間シェルター)へ避難する。



一人で悩まず、まず相談を!!



その後の対応

- 配偶者暴力相談支援センターへ電話や面接相談をする。
- 暴力を受けて医療機関で受診した場合は、医師にDV被害者であることを話す。
- DV防止法に基づく保護命令(接見禁止命令、退去命令)による保護措置を受ける。
- 調停による話し合いを進め、解決策を検討する。
- 被害を受けている場合はもちろんのこと、周りでDVに苦しむ人があれば相談機関を教える。

◇相談窓口

配偶者暴力相談支援センター
中央子ども家庭相談センター内
彦根子ども家庭相談センター内
男女共同参画センター内
県民の声110番

☎ 077-564-7867
☎ 0749-24-3741
☎ 0748-37-8739
☎ #9110(ブッシュ回線)
(077-525-0110)
☎ 077-521-8341

犯罪被害者サポートテレפון

◇緊急の場合

警察
中央子ども家庭相談センター(AM8:30~PM10:00)
☎ 077-564-7867

◇ホームページ

滋賀県DV相談ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/e/dv/>

児童虐待



虐待の特徴

- 身体に外傷が生じる、または、生じる恐れのある暴行を加えること(身体的虐待)。
- 世話をせず放置したり、養育を拒否する、また、保護者以外の同居人に よる虐待を放置すること(ネグレクト)。
- 著しい暴言や拒絶的な態度をとり、また、DVを行うこと(心理的虐待)。
- わいせつな行為をする、または、させること(性的虐待)。

気づけばすぐ連絡を!!

「虐待では」と思ったら

- 「虐待では」と思ったら、市町、地区の民生委員・児童委員、子ども家庭相談センターに連絡してください(連絡した方の秘密は守られます)。

早期発見のポイントの一例

- 子どもに不自然な外傷や行動があつたり、子どもが栄養失調の状態である。
- 子どもが季節にそぐわない服装を していたり、極端に不潔である。
- 子どもの健康や安全への配慮が見受けられない。
- 保護者が育児ノイローゼになつて いるなど養育困難な状況にある。
- 近所で子どもの悲鳴や泣き声を日 常的に聞く。



◇虐待に関する連絡窓口

虐待ホットライン(24時間対応)

☎ 077-562-8996

◇子どものあらゆる問題についての相談・指導

中央子ども家庭相談センター
彦根子ども家庭相談センター
県内各県福祉事務所
各市町役場

☎ 077-562-1121
☎ 0749-24-3741

◇子どもに関する悩み事の相談窓口

子ども子育て応援センター
電話相談(こころんかいやる)(AM9:00~PM9:00)

☎ 077-516-2255

ヤミ金融

に気をつけて



注意する点

借りる前に、今、本当に必要なお金なのかよく考える。

次のような貸金業者からは借りない。

- 「即日融資、多重債務・ブラックOK、審査なし、借金を一本化」など、低金利好条件のみで、登録番号や返済条件を記載せずに宣伝している。
- 携帯電話番号と事業者名だけ掲載して勧誘している。
- 融資に先立ち保証金を要求する。
- 家族、親せき、知人、会社の電話番号を聞き出そうとする。

犯罪者は人の弱みにつけこみます!!



被害にあわないために

自分一人で決めず、家族や友人に相談する。

貸金業の登録を受けた業者かどうか確認する。

○「〇〇県知事(〇)第〇〇〇〇号、〇〇財務局長(〇)第〇〇〇〇号」と登録番号がある。

○記載していてもウソの場合があるので、金融庁や滋賀県のホームページで貸金業登録業者の確認をする。

○貸金業登録を受けていない業者からは絶対に借りない。

おかしいなと思ったら、借りる前に公的な相談窓口などに相談する。
貸付の説明を求め、納得できないときは断る(金利・利息を必ず確認する)。

借入契約書や領収書は必ず受け取る。

○契約書などを交付しない業者からは借りない。



もし、被害にあったら……

○利息制限法で定められている上限金利※を超える違法な金利などの請求には、勇気を出し毅然とした態度で断る。

※	利息制限法 に定める 上限利息	10万円未満	年20%
		10万円以上～100万円未満	年18%
		100万円以上	年15%

○脅迫的な取り立てを受けた場合などは、最寄りの警察署に相談する。

○一人で悩まず、早い段階で公的な相談窓口などに相談する。

△相談窓口

住所地の警察署

県庁商工政策課

消費生活センター(彦根)

☎ 077-528-3714

☎ 0749-23-0999

暴力団には

「恐れない」「金を出さない」「利用しない」



被害にあわないために

- 地域、職場で暴力団排除活動を推進する。
- 暴力団追放！三ない運動を展開する（暴力団を「恐れない」、暴力団に「金を出さない」、暴力団を「利用しない」）。



もし、被害にあったら……

- 毅然とした態度で対応する（恐れず、悔らず、勇気を持って）。
- 冷静に対応する（挑発に乗らない。挑発しない）。
- 信念と気迫を持って暴力には屈しない。
- 法律や社会ルールにのった解決策をとる。
- いわれのない要求、脅迫には応じない。
- 理由のない書類を作成したり、安易に押印しない。



その後の対応

- 暴力団などに脅されるなどの不法行為を受けたり、見聞きしたときは、直ちに警察へ通報する。

△相談窓口

（財）滋賀県暴力団追放センター
全国暴力追放運動推進センター

☎ 077-525-8930
☎ 03-3288-2424

④テレフォンガイド（メール・インターネット）

警察への相談、意見、要望、苦情相談は、

県民の声110番 ☎ #9110（ブッシュ回線）
(警察県民センター) (077-525-0110)

暴力団のことでの相談したいときは、

暴力団追放ホットライン
警察本部組織犯罪対策課 ☎ 077-527-2140
(財)滋賀県暴力団追放センター ☎ 077-525-8930

けん銃のことでの相談したいときは、

けん銃110番 ☎ 077-521-1079

犯罪の被害のことでの相談は、

県民の声110番 ☎ #9110（ブッシュ回線）
(077-525-0110)

犯罪被害者支援～こころの支援～

NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター 077-527-5310
月～金 10:00～16:00 ※土日祝祭日除く

性犯罪やストーカー被害の相談は、

犯罪被害者サポートテレフォン ☎ 077-521-8341

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくりについての問い合わせ・情報提供は、

県庁県民活動生活課 ☎ 077-528-3414

防犯自治会や地域の防犯活動についての問い合わせは、

滋賀県防犯協会 ☎ 077-525-6529

④テレフォンガイド（✉メール・✉インターネット）

防犯に関する指導・助言の相談は、

防犯アドバイザー (代表) ☎ 077-522-1231

ホームセキュリティなどに関することは、

滋賀県警備業協会 ☎ 077-523-5447

消費生活の相談・問い合わせは、

消費生活センター(彦根) ☎ 0749-23-0999

県庁県民活動生活課 ☎ 077-528-3415

東近江 境内・総合事務所 ☎ 0748-22-7704

湖北 境内・総合事務所 ☎ 0749-65-6651

サラ金の苦情や相談は、

近畿財務局大津財務事務所理財課 ☎ 077-522-4362

県庁商工政策課 ☎ 077-528-3714

DV(ドメスティック・バイオレンス)や家庭での女性の悩みの相談は、

中央子ども家庭相談センター ☎ 077-562-1121

彦根子ども家庭相談センター ☎ 0749-24-3741

G-NETしが相談室(男女共同参画センター内) ☎ 0748-37-8739

職場でのセクハラの相談、男女の雇用機会均等、育児・介護休業に関することは、

滋賀労働局雇用均等室 ☎ 077-523-1190

④テレフォンガイド（✉メール・✉インターネット）

高齢者、障害者の相談は、

滋賀県権利擁護センター(瀬戸ひゅうまんねっと)

..... ☎ 077-566-0110

青少年、子どもに関する悩み事の相談は、

子ども・子育て支援センター

電話相談(こころんだいやる) 077-524-2030

全国共通 0570-078310

青少年の非行防止についての相談は、

大津少年センター「あすくる大津」 ☎ 077-524-2865

大津市堅田少年センター ☎ 077-573-9548

草津市立少年センター「あすくる草津」 ☎ 077-562-6561

栗東市少年センター ☎ 077-551-0141

守山野洲少年センター「あすくる守山野洲」 ☎ 077-583-7474

甲賀少年センター ☎ 0748-62-6010

湖南市少年センター「あすくる湖南」 ☎ 0748-77-7053

近江八幡・竜王少年センター「あすくるハル」 ☎ 0748-37-2637

東近江市少年センター「あすくる東近江」 ☎ 0748-48-6835

(愛知分室) ☎ 0749-42-2834

日野町少年センター ☎ 0748-53-1325

④テレフォンガイド（✉メール・✉インターネット）

彦根市少年センター「あすくる彦根」	0749-24-9140
犬上少年センター	0749-38-4665
米原市少年センター	0749-54-5001
長浜市長浜青少年センター「あすくる長浜」	0749-65-2010
長浜市木之本青少年センター	0749-82-4798
高島市少年センター「あすくる高島」	0740-32-3824

立ち直り支援や保護者の方からの相談は、

大津少年サポートセンター	077-521-5735
米原少年サポートセンター	0749-52-0114

子どもの養育、心身障害、虐待、保護の相談は、

中央子ども家庭相談センター	077-562-1121
彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741

県への相談や照会・要望・苦情などの受け付け、問い合わせは、

県民相談室(県庁広報課)	077-528-3046
--------------	--------------

滋賀県の警察

警察本部 077-522-1231

警察署

大津警察署	077-522-1234
草津警察署	077-563-0110
守山警察署	077-583-0110
甲賀警察署	0748-62-4155
近江八幡警察署	0748-32-0110
東近江警察署	0748-24-0110

④テレフォンガイド（✉メール・✉インターネット）

彦根警察署	0749-27-0110
米原警察署	0749-52-0110
長浜警察署	0749-62-0110
木之本警察署	0749-82-3021
高島警察署	0740-22-0110
大津北警察署	077-573-1234

※警察本部・各警察署の受付窓口につながります。

滋賀県警察ホームページ(犯罪発生マップ)



「身近な犯罪」である7罪種と、声かけ事案を掲載。
パソコン用 <http://www.pref.shiga.jp/police/>
携帯用 <http://www.pref.shiga.jp/police/i/index.htm>

(アドレスのQRコード)

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくりホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/c/anzen/>

滋賀県DV相談ホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/e/dv/>

「なくそう犯罪」防犯情報の配信申込み



携帯電話からcd0001@pref.shiga.lg.jp宛に「申し込み希望」と入力して、送信してください。

(アドレスのQRコード)

聴覚障害者などのための専用110番

メール110番

携帯電話、インターネットから110番通報できます。

※警察で110番を確認した際、受理した旨の返信メールを送信しますので必ず確認してください。

○フォーム取得用アドレス

mail110@shiga110.jp

※メールのフォームを前もって取得しておくことにより、重要事項をすぐに書き込むことができます。



(フォーム取得用アドレスのQRコード)

○通常アドレス

shiga110@shiga110.jp



(通常アドレスのQRコード)

ファックス110番

FAX.077-526-0110

※110番通報の5つのポイントを記入し、ファックスで送信してください。

(平成19年1月9日現在)

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり防犯テーマソング

いい街いい明日

J-126



ひとりひとりがー おたがいにー
ちゅうーいー しあってー ぼうはんの一ー
こえをかけあうー りょうどなりー
しがではー みんながー つなぎー
いつでもあんしんー あんぜんー
いいまち いいあす つくりまー

作詞:南 英市

作曲:池内 孝次

1 一人ひとりがおたがいに
注意しあって防犯の
声をかけあうなどなり
滋賀ではみんなが手をつなぎ
いつでも安心安全な
いい街いい明日つくります。

2 地域ぐるみでふれあいの
和と輪広げて犯罪を
防ぐ見回りパトロール
滋賀ではみんなが手をつなぎ
非行もなくして見守って
いい街いい明日つくります。

3 美顔やすらぎしあわせを
願う気持ちを大切に
守るルールと良いマナー
滋賀ではみんなが手をつなぎ
明るく住みよい環境の
いい街いい明日つくります。